

令和 4 年度小規模保育事業 A・B 型及び事業所内保育事業 指導監査結果について

1 令和 4 年度指導監査について

(1) 重点事項

令和 4 年度の小規模保育事業 A・B 型及び事業所内保育事業の指導監査は、次の事項を重点において実施しました。

- ア 施設の適正な運営の確保
- イ 適正な職員配置及び施設・設備の状況
- ウ 非常災害対策、事故防止等の安全対策
- エ 人権の尊重
- オ 評価を踏まえた計画の改善
- カ 保育の質の確保・向上
- キ 食事の提供状況
- ク 新型コロナウイルス感染症対策
- ケ 計算関係書類の適正性
- コ 子どものための教育・保育給付費等の適正執行

(2) 指導監査結果

令和 4 年度に指導監査を行った 62 施設についての指導監査結果は次のとおりです。(項目別指示件数は次ページ)

- ア 文書指示事項のある施設・・・8 施設 (11 件)
- イ 口頭指示事項のある施設・・・29 施設 (47 件)
- ウ 指示事項のない施設・・・・・・31 施設

項目別指示件数

(小規模保育事業A型)

指 示 事 項	割 合	指示件数	内 訳	
			文書指示	口頭指示
給食業務	34.4%	11	1	10
苦情対応	12.5%	4	0	4
衛生管理体制	9.4%	3	0	3
事故防止及び発生時の対応	9.4%	3	0	3
保育計画等の作成	6.3%	2	0	2
職員配置	6.3%	2	2	0
諸規程・帳簿の整備	6.3%	2	1	1
会計経理	6.3%	2	0	2
防災・防犯対策	3.1%	1	0	1
労働基準法等関係及び職員定着化	3.1%	1	1	0
職員の健康管理	3.1%	1	0	1
合 計	100.0%	32	5	27

(小規模保育事業B型)

指 示 事 項	割 合	指示件数	内 訳	
			文書指示	口頭指示
給食業務	26.3%	5	0	5
職員配置	21.1%	4	4	0
保育計画等の作成	15.8%	3	0	3
会計経理	15.8%	3	0	3
衛生管理体制	10.5%	2	0	2
職員の健康管理	5.3%	1	0	1
防災・防犯対策	5.3%	1	0	1
合 計	100.0%	19	4	15

(事業所内保育事業)

指 示 事 項	割 合	指示件数	内 訳	
			文書指示	口頭指示
給食業務	28.6%	2	0	2
職員配置	28.6%	2	0	2
会計経理	28.6%	2	2	0
苦情対応	14.3%	1	0	1
合 計	100.0%	7	2	5

指示事項となった主な事例

a. 給食業務

- ・調理室内専用の帽子、外衣等を適切に着用し、室外に出るときは外衣等を交換してください。
- ・検査用保存食を適切に保存する必要があります。

b. 苦情対応

- ・保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じる必要があります。

c. 保育計画等の作成

- ・長期的な計画、短期的な計画、個別指導計画を適正に作成し、土曜日についても、指導計画の作成、評価、反省を行うことが必要です。

d. 衛生管理体制

- ・害虫等の生息調査を6月以内ごとに1回実施し、当該調査結果に基づき、必要な措置を講じる必要があります。

e. 事故防止及び発生時の対応

- ・医療機関に受診となった事案等は、市への連絡・報告を適正に行う必要があります。

f. 職員配置

- ・保育士資格を有する管理者について、年間を通じて配置する必要があります。

g. 諸規程・帳簿の整備

- ・重要事項を保護者に交付・説明し、同意を得る必要があります。

h. 会計経理

- ・計算書類の金額を実際の預金額と一致させるなど適正に作成する必要があります。

2 随時監査について

年間指導監査実施計画による指導監査の他に、対象施設等の運営等に問題が生じた場合、又は通報及び法人等からの現況報告等により問題の生じるおそれがあると認められる場合は、随時の指導監査を行っております。令和4年度は、小規模保育事業A型、B型及び事業所内保育事業について随時監査を実施した例はありません。

3 特別指導監査について

令和4年度は、小規模保育事業A型、B型及び事業所内保育事業について特別指導監査を実施した例はありません。

4 子ども・子育て支援法に基づく指導監査について

特定教育・保育施設等確認指導は児童福祉法に基づく指導監査と併せて行っています。

令和4年度は、全施設で確認指導を行うとともに、処遇改善等加算による賃金改善の実施状況について、8施設で重点的に検証を行いました。

5 今後の課題について

(1) 職員配置と職員の定着化について

適正な職員配置は、安定した保育運営の要となることから、引き続き職員の定着化を図ってください。なお、異なる種類の事業を複数箇所運営する場合には、事業所ごとの運営が求められることに留意してください。

(2) 給食室の衛生について

給食室においては、害虫駆除等を行い、食品を衛生的に管理することが必要です。また、調理従事者等は検便実施等、健康管理を行い、調理室専用の帽子、外衣、履物を適切に着用し、室外に出る場合は交換することが必要です。

(3) 連携施設との連携について

日頃から交流を図り、大規模施設の集団保育や様々な園行事等を経験する機会を確保するとともに、3歳以降の連携施設等への円滑な移行が可能となるよう、必要な情報共有を図ることが求められています。

(4) 洪水及び土砂災害に関する避難確保計画作成等について

水防法及び土砂災害防止法の改正により、洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内にある事業所については、避難確保計画（避難先や避難誘導方法などを記載したもの）の作成や市への報告、避難訓練の実施が義務化されているため、該当する事業所については、確実な取組が求められます。また、避難確保計画に基づいた

訓練を行い、市に報告をしてください。

(5) 事故防止等の安全対策

事故防止のため、使用する保育室、遊具、設備、トイレ等がそこで生活する子どもの年齢や発達に適しているか常に安全管理を行うことが大変重要です。

年齢や室内保育、睡眠、水遊び、食事、園外保育など、場面によっても安全確保に必要な事項は変わります。内閣府からの『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故防止のための取組み】』を参考にし、事故発生予防の取組みを行ってください。

(6) 保育計画等の作成と評価を踏まえた計画の改善、保育の質の確保・向上

保育計画については、各年齢の子どもの発達状況を踏まえて季節や環境に応じ、子どもが主体的に活動できるような計画となるように作成されることが望まれます。計画が具体的で実践に即した内容になるように、評価の内容を次の計画作成に活かし改善を行うことが、保育の質の向上に繋がります。また、子どもの人権を尊重し、適切な言葉かけ、働きかけ等ができているかについても常に振り返りを行う必要があります。